

# 羽曳野市本人通知制度について

6月から第三者への住民票の写しなどの交付に係る「本人通知制度」が始まります

## 1. 目的

この制度は代理人や第三者による請求に基づいて住民票の写し、戸籍謄抄本などを交付したとき、事前に登録した人にその事実を通知し、不正請求を抑制する効果を期待するものです。

2. 施行日 平成22年6月1日

## 3. 制度の流れ（登録から通知、証明までの流れ）

- ①事前登録（通知を希望する人が事前に登録）
- ②代理人・第三者請求に基づく交付（住民票の写しなどの請求があれば審査の上交付）
- ③交付事実の通知（事前登録者に、交付した事実を通知）
- ④交付事実証明書【希望する場合】（証明が必要であれば申請により証明書を交付）

## 4. 登録ができる人

- 羽曳野市に住民登録をしている人
- 羽曳野市に本籍がある人

## 5. 登録期間・必要書類

登録した日から1年間（継続の場合は再度申込みが必要です。）

本人の場合	本人確認書類（運転免許証・パスポートなど）
代理人（登録できるから証を受けた）の場合	本人確認書類に併せて、委任状など
法定代理人の場合	本人確認書類に併せて、資格を証明する書類

## 6. 登録受付場所

市民課・支所

## 7. 通知対象の証明書

- ①住民票の写し（除かれた住民票を含む。）
- ②住民票記載事項証明書
- ③戸籍附票の写し（除かれた戸籍附票を含む。）
- ④戸籍謄本及び戸籍抄本（全部事項証明書及び個人事項証明書）（除かれた戸籍を含む。）
- ⑤戸籍記載事項証明書（一部事項証明書）（除かれた戸籍を含む。）

## 8. 交付事実証明書

住民票の写しなどを代理人・第三者に交付した事実の証明が必要な場合は、交付事実証明書交付申請書に交付通知書と本人確認書類（運転免許証・パスポート・住民基本台帳カードなど）を添えて申請してください。（証明発行手数料200円が必要です。）

### ◎証明できる事項

- ①交付年月日
- ②交付種別（戸籍謄本など）
- ③交付部数
- ④交付請求者が事前登録者の代理人である場合は、その氏名および住所

※5月号広報にて記載していましたが「請求種別（代理人請求・第三者請求）」は証明できる事項に該当いたしません。

問合せ先 市民課（内線1610）

## 教えて！消費生活



Q：インターネットショッピングでハンドバッグを買いましたが、実際に届いた商品が気に入りません。返品できますか？

A：インターネットショッピングは、新聞、雑誌広告、テレビショッピングなどと同様、通信販売として規制されています。まず、返品特約の確認をしてみましょう。特定商取引法の一部改正（平成21年12月1日施行）で、通信販売の広告に返品制度の有無の記載が義務付けられました。もし、解約や返品に関する表示がない場合は、商品を受け取った日から8日間は返品（契約の解除）ができます。この場合、クーリングオフとは異なり、返品費用は消費者の負担となります。また、広告に解約や返品ができないという表示がある場合は、特別な理由がない限り原則返品できません。インターネットショッピングは、実際に商品を手にとって選ぶわけではないので、十分広告を確認してから申込みましょう。

### 消費生活相談

毎週月・水・金曜日 10:00～15:00（水曜日は午後2時まで）  
要電話予約 産業振興課（内線2780）

## 公の施設からの暴力団排除に関する覚書を締結

5月12日に開催された「第5回羽曳野市行政対象暴力対策連絡協議会」において、羽曳野市は、羽曳野警察及び大阪府警察本部刑事部捜査第四課と、公の施設から暴力団の利益となる使用を排除するための覚書を締結しました。（府下では、大阪市に次いで2例目）

羽曳野市では施設の利用者に安心して利用いただくとともに、施設周辺の住民の安心・安全に資するため、公の施設の設置条例を改正し、「暴力団の利益となる

とき」は、使用許可の制限および取り消しなどができるようにしました。暴力団の利益となるか否かは警察に照会して判断するとともに、排除などについて警察の支援を要請することもできます。覚書は、その事務を円滑に行なうために締結するものです。平成22年4月1日現在の対象となる公の施設数は、169施設（開発公園106カ所を含む）あります。改正条例は7月1日施行されます。

